

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第四工区及び第五工区（二）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目二番十号 大平 祐 二

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目千四百四十三番四十五